

虐待防止のための指針

令和 8 年 6 月

JA 吉田総合病院

厚生連吉田訪問看護ステーション

虐待防止のための指針

1. 虐待防止に関する基本的な考え方

利用者への虐待は、人権侵害であり、犯罪行為であると認識し、高齢者虐待防止法に基づき、高齢者虐待の禁止、予防及び早期発見を徹底するため、本指針を策定し、全ての従業員は本指針に従い、利用者が介護サービス等に適切に利用できるように支援することとします。

2. 虐待防止委員会その他事業所内の組織に関する基本的事項

厚生連吉田訪問看護ステーション（以下「事業所」という）では、虐待及び虐待と疑われる事案（以下「虐待等」という。）の発生防止等に取り組むにあたって、本委員会の運営責任者（委員長）は当事業所の施設科長があたるものとします。また、吉田総合病院内に「虐待防止検討委員会」を設置するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者を定めることとします。

(1) 設置の目的

虐待等の発生防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施します。

(2) 虐待防止委員会の開催

- ・ 委員会は、施設科長の招集により年1回以上開催します。
- ・ 虐待事案発生時等、必要な際は、随時委員会を開催します。なお、身体拘束防止委員会と一体的に開催できるものとします。

(3) 虐待防止委員会の審議事項

- ①虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関すること
- ②虐待防止のための指針、マニュアル等の設備に関すること
- ③従業員の人権意識を高めるための研修計画策定に関すること
- ④虐待予防、早期発見に向けた取り組みに関すること
- ⑤虐待が発生した場合の対応に関すること
- ⑥虐待の原因分析と再発防止策に関すること
- ⑦再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関すること

3. 虐待防止のための職員研修に関する基本方針

従業者に対する権利擁護及び虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

(1) 定期的な研修の実施（年2回以上）

- (2) 新規採用者への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4. 虐待等が発生した場合は、速やかに〔虐待対応マニュアル〕に基づき対応します。客観的な事実確認の結果、虐待者が職員であった場合は、役職位等の如何を問わず、厳正に対処します。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制

利用者、利用者家族、従業者等から虐待の通報を受けた場合は、本指針に従って対応します。相談窓口は、虐待防止責任者の施設科長とします。なお、虐待者が施設科長の場合は、吉田総合病院内の上席者等に相談します。

6. 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じて、社会福祉協議会の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法

- (1) 虐待等の苦情相談については、苦情受付担当者は受付内容を管理者に報告します。
- (2) 苦情相談窓口で受け付けた内容は、個人情報への取扱いに留意し、相談者に不利益が生じないよう細心の注意を払って対処します。
- (3) 対応の結果は相談者にも報告します。

8. 当指針の閲覧について

本指針は、事業所内で全ての従業員が閲覧できるようにします。また、利用者やご家族が閲覧できるように事業所内への掲示や事業所ホームページへ掲載します。

9. その他虐待防止の推進のために必要な事項

権利擁護及び虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。

附則

この指針は、令和8年7月1日より施行します。